

# 技術資料等説明書

川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結（電気通信部門）については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成27年1月19日

2. 協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所長 加治 賢祐  
鹿児島県薩摩川内市大小路町20番2号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所の直轄管理区間または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき、災害対策本部長、災害支援本部長若しくは応援対策本部長（九州地方整備局長）からの支援依頼に基づき、事務所直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害の応急対策に関し、川内川河川事務所長が指示する場所において発生した災害、不慮の事故又は障害若しくは、河川管理施設の損傷等により光通信伝送施設に被害が発生した場合、迅速且つ適切な応急対策を緊急的に復旧することを想定し、あらかじめ施工受注者を定め、応急復旧に必要な組織、電気通信関連資材及び機材並びに労力等の確保を行い、迅速な緊急復旧に期することを目的とする。

(2) 基本協定区間

川内川河川事務所の各出張所毎（川内出張所・宮之城出張所・菱刈出張所・京町出張所）の直轄管理区間を基本とするが、被害規模により、川内川河川事務所長が判断した場合は川内川河川事務所全出張所直轄区間（以下、川内川河川事務所直轄管理区間という。）とする。

また「九州地方整備局防災計画書」に基づき、災害対策本部長、災害等支援本部長若しくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から支援依頼があった場合は、川内川河川事務所直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害対策に関し、川内川河川事務所長が指示する場所とする。

【主とする基本協定締結区間】

- ・川内出張所直轄管理区間
- ・宮之城出張所直轄管理区間
- ・菱刈出張所直轄管理区間
- ・京町出張所直轄管理区間

管轄出張所	河川名・延長	市町村・延長
川内出張所直轄管理区間	川内川本川 26.85 km	薩摩川内市 計 30.75 km
	八間川 0.6 km	
	隈之城川 2.0 km	
	樋渡川 1.3 km	
宮之城出張所直轄管理区間	川内川本川 22.25 km (鶴田ダム管理区間を含まず)	さつま町 計 22.25 km
	川内川本川 35.84 km	伊佐市 湧水町 計 44.14 km
羽月川 7.5 km		
綿打川 0.8 km		
京町出張所直轄管理区間	川内川本川 16.96 km	えびの市 計 18.56 km
	長江川 1.6 km	

(3) 応急復旧の内容

本協定の応急復旧内容は光通信伝送施設（光ケーブル及び光伝送施設等）に関する応急対策とする。

また、川内川河川事務所が主催または、参加する防災訓練等に川内川河川事務所長より参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(4) 基本協定期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 基本協定の締結者の選定

本協定締結者の選定については、下記の項目について提出された技術資料等から総合的に評価し、協定締結者を各出張所の直轄区間毎に1者程度を主とする基本協定締結者として決定する評価方式である。

- ① 応急対策基地及び配置予定技術者の位置 [様式-2]
- ② 重点的に配慮すべき事項 [様式-3]
- ③ 有資格技術者数等 [様式-4]
- ④ 光ケーブル敷設の実績 [様式-5]
- ⑤ 資機材等の調達 [様式-6]
- ⑥ 災害協定等の締結実績 [様式-7]

(6) 災害時等応急対策の実施方法

基本協定締結後、緊急的に応急対策を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結するものとし、応急対策の実施にあたっては関係法令規則を遵守するものとする。

当該協定に基づき施工受注者等と契約を取り交わす時点において、施工受注者が法定外労働災害補償制度（元請け、下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

なお、法定外災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象する方式があり、請負契約の条件となる保険はいずれの方式であっても差し支えない。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の応急対策を行わないことを付記する。

(7) 基本協定区間の決定

地理的条件、技術者、資機材の保有状況等を考慮し、3. (5) により選定された協定締結者を各出張所の直轄区間毎に決定するものとする。

#### 4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局の管轄区域の内、鹿児島県内又は宮崎県内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っており、且つ平成27年4月1日時点で認定を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 平成12年度以降に元請けとして、屋外に敷設した光ケーブルの施工実績を有すること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した通信設備工事のうち平成22年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 応急対策の要請があった場合、応急対策基地の所在地より、本協定締結を希望する出張所は複数可能とするが、希望する箇々の出張所へ一般道又は高速道路を問わず2時間以内に到着できること。  
なお、応急対策基地は、緊急応急対策に必要な電気通信関連資材、機材及び労力等の主とする場所とする。  
また、配置予定技術者についても2時間以内に到着できる場所を主たる勤務地としていること。
  - ・川内川河川事務所 川内出張所 鹿児島県薩摩川内市天辰町814
  - ・川内川河川事務所 宮之城出張所 鹿児島県薩摩郡さつま町虎居868-1
  - ・川内川河川事務所 菱刈出張所 鹿児島県伊佐市菱刈川南78-1
  - ・川内川河川事務所 京町出張所 宮崎県えびの市大字向江1008-9
- (9) 次に掲げる配置予定技術者を配置できること。
  - ①建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者であること。
- (10) 応急対策の体制として2名以上の光ファイバーケーブル工事に関する実務経験者あるいは、光ファイバーケーブル工事技能認定、光ファイバーケーブル管理技術者認定を取得している者を確保できること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(13) 応急対策の復旧に必要な電気通信関連資材、機材及び労力等を速やかに調達し緊急復旧が出来ること。

主な資材：試験用コネクタ、クロージャ等

主な機材：融着器、パルス試験器、光ロス試験器、接続・試験車、高所作業車、建柱車、トラック等

## 5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等

### (1) 評価項目と評価内容

次表の各評価項目について、評価内容に基づき評価する。

#### 評価基準

評価項目	評価内容	ウエイト
① 応急対策基地の位置 (様式-2)	応急対策基地の位置から本協定締結を希望する出張所までの距離及び到達時間に応じて評価する。	20
② 重点的に配慮すべき事項 (様式-3)	応急対策の迅速且つ適切な応急対策を緊急的に復旧完了までの円滑な作業実施体制及び手法が的確に確保されているかを評価する。	30
③ 有資格技術者数等 (様式-4)	有資格技術者数及び配置予定技術者の資格を評価する。	20
④ 光ケーブル敷設の実績(企業) (様式-5)	通信設備工事实績に係る企業の工事成績を評価する。	10
⑤ 資機材等の調達 (様式-6)	資機材及び労務の調達能力に応じて評価する。	10
⑥ 災害協定等の締結及び出動実績 (様式-7)	災害協定等(本協定と目的が同一なもの)の締結実績及び出動実績を評価する。	10

### (2) 決定方式

参加者は、提出された技術資料等をもって評価基準に基づき、総合的に評価し決定する。

## 6. 本基本協定に関する担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市大小路町20番2号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 調査課

電話：0996-22-3359

FAX：0996-25-0862

担当：建設専門官 中元 慎一 (内線402)

電気通信係長 川添 敦志 (内線282)

## 7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

- ① 提出期間： 平成27年1月19日（月）から平成27年2月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記6. に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限るものとし、託送の場合は書留郵便と同等のものに限る。また提出期間内必着とする。但し郵送する際は表封筒に『災害時等基本協定の締結（電気通信部門）』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。）

(2) 申請書は、公告4（2）により入手又は交付された様式により作成すること。

(3) 資料は、別紙「提出書類作成要領」及び各様式の記載例に従い提出すること。

また、技術資料の記載内容を証明する各種資料等を添付すること。

(4) その他

- ① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 当職は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料等に関する問い合わせ先  
6. に同じ。

⑥ 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所(建設業法第3条第1項に基づく営業所(本店を除く。))が所在することにより協定締結参加資格を有することとなる本協定参加に該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって本協定締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出するものとする。

ア)建設業許可申請書の『別紙2（1）』もしくは『別紙2（2）』

イ)営業所の所在及び活動状況を示す資料（資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し）

なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

## 8. 協定締結参加結果の通知

協定締結参加資格の確認は、申請書及び資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年3月6日までに紙により通知する。

## 9. 協定締結参加結果に対する理由の説明

(1) 協定締結参加結果に対する理由等について、次により説明を求めることができる。

(様式は自由とする。)

- ① 提出期限： 平成27年3月13日（金）12時00分。
- ② 提出場所： 上記6. に同じ。
- ③ 提出方法： 提出場所に持参するものとする。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、平成27年3月18日（水）までに、説明を求めた者に対し紙により回答する。

10. 技術資料説明書に対する質問

(1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：平成27年1月19日(月)から平成27年2月10日(火)まで。  
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ④ 提出場所：6.に同じ。
- ③ 提出方法：持参することにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期 間：平成27年1月19日(月)から平成27年2月16日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 場 所：6.に同じ。

11. 技術資料の評価

技術資料の評価は、川内川河川事務所の職員が行う。

12. 評価結果の無効

提出した申請書において、虚偽が発覚した場合、評価結果を無効とし決定を取り消す。

13. 再苦情申立て

- ① 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日(休日を含まない。)以内に書面により、川内川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。
- ② 再苦情の審議は、川内川河川事務所において行う。
- ③ 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口：〒895-0072 鹿児島県薩摩川内市大小路町20番2号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所

電話：0996-22-3272

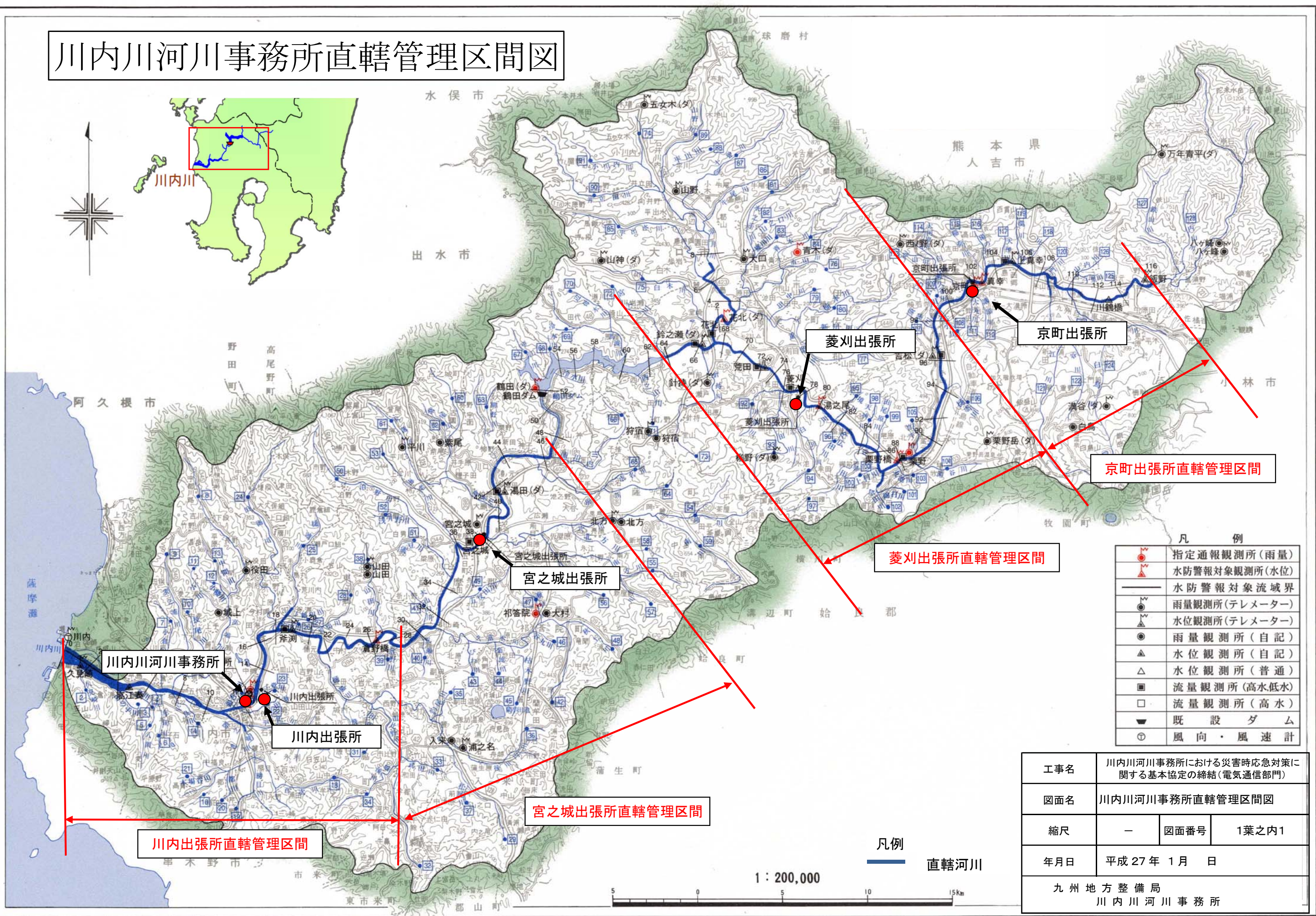
FAX：0996-22-6907

担当：経理課長 中村 博昭 (内線221)

受付時間：土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分



# 川内川河川事務所直轄管理区間図



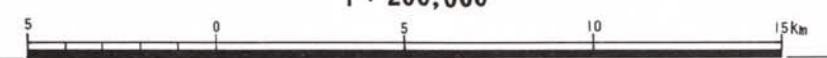
凡例

	指定通報観測所(雨量)
	水防警報対象観測所(水位)
	水防警報対象流域界
	雨量観測所(テレメーター)
	水位観測所(テレメーター)
	雨量観測所(自記)
	水位観測所(自記)
	水位観測所(普通)
	流量観測所(高水低水)
	流量観測所(高水)
	既設ダム
	風向・風速計

工事名	川内川河川事務所における災害時応急対策に関する基本協定の締結(電気通信部門)		
図面名	川内川河川事務所直轄管理区間図		
縮尺	-	図面番号	1葉之内1
年月日	平成27年1月 日		
九州地方整備局 川内川河川事務所			

凡例  
— 直轄河川

1 : 200,000



この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。(承認番号)昭和54第126号



## 提出書類作成要領

- 本要領は、平成27年度国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結（電気通信部門）に適用する。
- 本要領は、主に協定参加資格確認申請書及び資料等の記載方法を規定しており、本要領に定めのないものは技術資料等説明書のとおりとする。
- 本要領と技術資料等説明書の記載内容に相違がある場合は、技術資料等説明書を正とする。

### 【提出書類作成上の注意事項】

1. 応急対策基地及び配置予定技術者の位置（様式-2）の記載方法は、次のとおりとする。
  - 1) 応急対策基地は、緊急応急対策に必要な電気通信関連資材、機材及び労力等の主とする場所とする。
  - 2) 応急対策基地の位置及び配置予定技術者の勤務地について、位置（概略図）を記載する。
  - 3) 到達時間は、一般道又は、高速自動車道を問わず希望する箇々の出張所まで2時間以内とする。
  - 4) 本協定締結を希望する出張所までの到達距離及び所要時間を記載すること。
  - 5) 希望する出張所は複数選択可能とするが、複数希望する場合は優先順位を記載すること。
2. 重点的に配慮すべき事項（様式-3）の記載方法は、次のとおりとする。
  - 1) 緊急応急対策を迅速に対応するため、応急要請に備え日常的な応急復旧施工に対する検討及び予想される各種応急対策内容を基に、応援要請から応急対策完了までの重点的に配慮すべき事項（施工条件、施工体制、施工手順（資材調達、手法、安全対策）等）の留意点を具体的に記載すること。  
また、記載欄が不足する場合は、枚数を追加し記載すること。  
なお、記載方法は自由とする。
3. 有資格技術者数等（様式-4）の記載方法は、次のとおりとする。
  - 1) 技術者の保有数は会社全体の法令に基づく免許等の保有人数を記載する。
  - 2) 配置予定技術者は、建設業法第7条第2号または、第15条第2号に掲げる者を記載すること。  
なお、配置予定技術者は、複数記載可能とする。



- 3) 配置予定技術者の勤続年月は、平成27年4月1日を基準に、当該企業に継続勤務している年数を記載すること。
- 4) 資格番号は上記の「技術者の保有数」表の番号に合わせて記載すること。  
また、複数の免許等を保有する場合は、すべて記載すること。
- 5) 応急対策基地の位置（様式-2）で希望する出張所について、主たる勤務地及び希望する出張所までの所要時間を記載すること。  
また、到達時間は、一般道又は、高速自動車道を問わず2時間以内とする。
- 6) 建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに基づく、資格、証明書等の写しを必ず添付すること。
- 7) 雇用関係配置予定技術者等及びその他企業の雇用に関する評価項目においては、3ヶ月以上雇用関係が確認できる資料として「健康保険被保険者証」の写しを必ず添付すること。（なお、確認に必要な事項（氏名、生年月日、資格取得年月日、事業所所在地、事業所名称、交付年月日）以外の個人情報については消しても構いません。）
- 8) 配置予定技術者の恒常的雇用関係の確認
  - ① 申請書提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。
  - ② 建設業法の恒常的雇用関係の特例（合併、営業譲渡又は会社分割等）により配置予定技術者を申請する場合は、**配置予定技術者の出向元と出向先での雇用関係がわかる資料**（契約書又は登記簿の謄本等、あるいは企業集団確認書及び出向証明書等）を添付すること。
- 9) 技術者の継続的雇用の確認
  - ① 退社、再雇用による断続的な雇用の場合、退社前の雇用期間は継続的雇用には含まれません。なお、関連会社への出向等人事異動的な断続は継続雇用とみなします。また、定年退職後の再雇用の場合も継続雇用とみなします（ただし、1日でも雇用していない日が含まれる場合を除く）。この場合は、**継続的雇用が確認できる資料**（退職前の健康保険証等）を合わせて添付すること。
- 10) 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、配置できる全ての配置予定技術者について記載すること。

#### 4. 光ケーブル敷設の実績（様式-5）の記載方法は、次のとおりとする。

- 1) 平成12年4月1日から提出日迄の間に元請けとしての完成又は完成予定工事を3件まで記載すること。
- 2) CORINSに登録している工事の場合は、工事カルテの写しを添付し、工事名の前に「◎」印を記入すること。
- 3) CORINSに登録されている場合でも施工内容が判断出来ない場合、またはCORINSに登録していない場合は、施工内容を判断できる契約図書等の写し（仕様書、図面等を含む）を添付すること。

(施工実績において、工事カルテの写し及び契約図書等をすべて添付する必要はなく、竣工登録(時)工事カルテ受領書と該当技術者名・区分の部分、及び施工内容がわかる技術データまたは契約図書の部分のみを添付。また、施工実績の規模においては、竣工登録時の工事カルテ又は最終変更の数量総括表等の表紙と施工数量が分かる技術データのみを添付。)

添付資料には、可能な範囲で確認事項にアンダーライン等で印を付けること。

- (1) 4) 当該実績工事の工事成績評価がある場合は、工事成績評定表の写しを添付すること。(工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前の場合は企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。)

5. 資機材等の調達(様式-6)の記載方法は、次のとおりとする。

- 1) 調達可能な資材及び機材の調達可能数を記載すること。

自社保有分(リース会社所有で年間契約により自社にて保管分を含む)については、台数及び保管場所を併せて記載すること。

自社保有分は他社(リース会社所有)より調達可能な資材及び機材は年間契約を締結している資機材を主とするが、何時でも出動できる体制がある場合とする。

また、当該調達に関するリース等の契約書等の写しを添付すること。

6. 災害協定等の締結実績及び災害協定出動実績(様式-7)の記載方法は、次のとおりとする。

- 1) 災害協定等の締結実績(様式-7-1)は、平成24年4月1日以降に国、県又は市町村との本協定と目的が同一な災害協定に基づき、直接協定の有無について、その内容を記載すること

なお、当該実績が確認できる協定書の写しを添付すること。

- 2) 災害協定等の出動実績(様式-7-2)は、平成24年4月1日以降に国、県又は市町村との本協定と目的が同一な災害時における元請けとしての出動実績を記載すること。

なお、当該実績が確認できる工事契約図書等(仕様書、図面等を含む)の写しを添付すること。

(注意事項)

- 協定名及び相手方:災害協定に基づく活動実績がある場合は活動実績の元となった災害協定書(活動日が協定の有効期間に含まれる協定書)の名称及び相手方を必ず記載すること。

- ・ 災害対応の内容：評価項目に応じた対応内容を記載すること。
- ・ 協定名及び相手方：該当年度の災害対応に関する協定を締結した場合はその名称及び相手方を必ず記載すること。

また、協定に基づく施工ではなく、契約図書等に災害支援についての項目が記載されている工事及び業務（役務）の実績（本協定と目的が同一なもの）の場合は、災害支援の内容が確認できる契約図書等の写し（仕様書、図面等を含む）を提出すること。

（注：災害時の支援が対象であり、災害後の復旧工事は対象としない。）

7. 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書の写しを必ず添付すること。